(b)　当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i)　実行可能性調査及び開発調査の実施

(ii)　政策及び法令に関する意見及び情報の交換

(iii)　鉱業及びエネルギーの開発に関する知識の普及及び改善のための専門家及び技術者の交流の奨励

(iv)　共同セミナー、対話及び研究集会の開催の促進

(v)　官民間の連携の奨励

(vi)　両締約国政府が合意するその他の形態

第五・十二条　保健

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(l)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

(a)　当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i)　高度な保健技術及び科学技術の開発及び促進

(ii)　人材養成

(iii)　両締約国政府が合意するその他の範囲

(b)　当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i)　共同研究開発の奨励

(ii)　情報の交換

(iii)　医療専門家のための研修の提供並びに専門家の現場視察及び交流の奨励

(iv)　官民の保健機関の活動の促進

(v)　両締約国政府が合意するその他の形態

第五・十三条　競争

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(m)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

(a)　当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i)　人材養成

(ii)　両締約国政府が合意するその他の範囲

(b)　当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i)　意見及び情報の交換

(ii)　専門家の訪問及び交流の奨励及び円滑化

(iii)　セミナー及び研究集会の促進

(iv)　両締約国政府が合意するその他の形態

第五・十四条　情報通信技術

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(n)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

(a)　当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i)　情報通信技術における経営、競争力及び技術的能力の強化

(ii)　高度な知識及び技術を有する人材の養成

(iii)　両締約国政府が合意するその他の範囲

(b)　当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i)　共同研究開発の奨励

(ii)　政策及び法令に関する情報の交換

(iii)　科学者、技術者その他の専門家の交流の奨励

(iv)　共同セミナー、対話、研究集会及び研修の開催の促進

(v)　高度な情報通信技術に係る団体間の協力の奨励

(vi)　事業取引のあっせんの促進

(vii)　両締約国政府が合意するその他の形態

第六章　最終規定

第六・一条　実施

この取極は、両締約国政府により、基本協定及び両締約国それぞれにおいて効力を有する法令に従って、かつ、各締約国政府の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第六・二条　目次及び見出し

この取極の目次並びにこの取極中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この取極の解釈に影響を及ぼすものではない。

第六・三条　改正

この取極は、両締約国政府間の合意により改正することができる。改正は、改正に係る文書において特定する手続に従って効力を生ずる。

第六・四条　効力発生

この取極は、基本協定の効力発生の時に効力を生じ、基本協定が有効である限り効力を有する。

第六・五条　紛争解決

基本協定第十六章の規定は、必要な変更を加えた上で、この取極の第一章、第二章及びこの章の規定の解釈又は適用に関する両締約国政府間の紛争の解決について適用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの取極に署名した。

二千十五年二月十日に東京で、ひとしく正文である日本語、モンゴル語及び英語により本書二通を作成した。正文の間に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

安倍晋三

モンゴル国政府のために

チメド・サイハンビレグ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一カ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部二、二四〇円（本体二、〇八〇円）　（配送料別）